

塗装ブースは 定期自主検査が 法令で義務付けられています

1年に
1度の

※有機溶剤予防規則に基づき、事業者は局所排気装置について1年に1回、定期自主検査を行わなければなりません（検査記録は3年間保管）

罰則：50万円以下の罰金（労働安全衛生法）

なお、局所排気装置の定期自主検査は専門の技術に加え、測定器を必要とする点検項目があるため、お客様ご自身での点検は困難となっています。

定期自主検査を行う際は「清掃」の実施もお勧め致します。

⚠ 報告されたトラブル事例

塗装ブース内のLED不点灯が発生する事案が起きました。フィルター清掃を実施していなかったことから、フィルターが目詰まりし、ブース内の内圧が上昇したことで、照明のカバーやLED本体が変形、断線を招いた可能性が考えられています。

主な点検項目

フィルター



フィルターが目詰まりを起こすと、風量が低下し、塗料ミストが塗装ブース内に充満する危険性が高まります。

バーナー



燃焼のばらつきは、失火や不完全燃焼などが発生する等、不具合の原因となります。

排気ファン



排気ファンに塗料のミストが堆積すると、回転が乱れ、風量の低下や異音、振動、破損の原因となります。

ファンベルト



ベルトにクラックや摩耗がないか、またテンションが正常であるか点検を行い、必要に応じて調整・交換をご提案いたします。

安全装置



塗装ブースには、様々な異常に備えて、安全装置が装備されています。万が一の際に備えて、各安全装置の動作確認を実施します。

点検報告書



機器点検、制御盤点検の完了後、各測定を行い、その結果を点検報告書として作成します。

※ また、事業者は有害な業務を行う作業場について、6ヶ月に1回、作業環境測定を実施し、その結果を記録し、保管することが労働安全衛生法第65条第1項により、義務付けられています。（罰則：6カ月以下の懲役、または50万円以下の罰金）

ANZEN
安全自動車株式会社

〒108-0023 東京都港区芝浦4-16-25
TEL (03) 5441-3412 FAX (03) 5441-8848
ANZENホームページ <https://www.anzen.co.jp>

定期自主検査・清掃に関するお問い合わせは
最寄りの弊社支店・営業所にご連絡ください

札幌支店	札幌市中央区南19条西8-2-21	TEL (011) 511-6241代	
・釧路営業所	TEL (0154) 24-0161代		
仙台支店	仙台市宮城野区日の出町2-2-8	TEL (022) 236-1211代	
・盛岡営業所	TEL (019) 637-8711代	・郡山営業所	TEL (024) 942-5311代
関東支店	戸田市氷川町2-8-31	TEL (048) 447-6881代	
・水戸営業所	TEL (029) 355-2725代	・宇都宮営業所	TEL (028) 635-8821代
・新潟営業所	TEL (025) 382-5815代	・高崎営業所	TEL (027) 384-3001代
東京支店	東京都港区芝浦4-16-25	TEL (03) 5441-3413代	
・千葉営業所	TEL (043) 284-2600代	・横浜営業所	TEL (045) 391-9913代
名古屋支店	名古屋市中区金山5-12-3	TEL (052) 871-1811代	
・金沢営業所	TEL (076) 248-0499代	・静岡営業所	TEL (054) 236-5066代
大阪支店	大阪市西淀川区御幣島2-1-14	TEL (06) 6472-0361代	
・神戸営業所	TEL (078) 265-0375代	・岡山営業所	TEL (086) 434-0259代
・広島営業所	TEL (082) 832-3630代	・高松営業所	TEL (087) 843-6531代
福岡支店	福岡市東区多の津3-7-7	TEL (092) 623-4646代	
・南九州営業所	TEL (099) 213-0762代	・沖縄営業所	TEL (098) 876-3873代
(株)松本安全	松本市大村383-11	TEL (0263) 45-2181代	